

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

平成18年度第1回「個人情報取扱事務に関する実地検査報告書」が個人情報保護に関する第三者評価委員会から提出されました

本市における個人情報の漏えい事故等の再発防止及び個人情報の適正な取扱いを確保するため、各職場における個人情報の取扱状況について、第三者の視点で実地検査を行い、問題点等を指摘していただくため、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会を設置しています。

このたび、健康福祉局及び中区役所を検査対象として行われた個人情報取扱事務に関する平成18年度第1回実地検査の結果が委員会意見としてまとめられ、本日、市長に提出されました。

実地検査の結果は、この後、全庁的に周知するとともに、必要な措置を講じ、その結果を委員会に報告することとなっており、各職場の改革、改善に役立てていきます。

【実地検査の概要】

- 検査日 平成18年7月7日（金）
- 検査対象 健康福祉局福祉保健課（福祉5法システム※）
中区役所サービス課（福祉5法システムを利用する業務の一部）
- 検査方法 検査担当委員が検査対象から直接説明を受けるとともに、業務の現場に立ち入り職員からヒアリングするなどの方法により、業務の現場における個人情報の取扱状況を実地に検査した。
- 検査担当委員 森谷 亘暉（委員長）、高橋 良、半田 彰、三上 雅之（委員）

【実地検査結果の概況～総評～】

- ・福祉5法システムでは、電算室において実地検査を行ったが、入退室管理、作業体制などがルール化され、かつ、遵守されているという印象を持った。
- ・中区福祉保健センターサービス課では、個人情報の誤送付事故を教訓に、職場討議を重ね、ダブルチェックが当然であるというように意識が変わった点は評価すべきである。こうした取組みはすべての区で実施されることが望ましく、各区を指導し支援する立場にある局に期待したい。

※福祉5法システム：福祉関係の5つの法律（老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）及び精神保健福祉法に関連する業務を総合的に処理するコンピュータシステム（詳細は報告書12ページ参照）

＝ 検査結果の概要（改善意見）は裏面参照 ＝

委員会の概要

主な業務	(1) 検査基準の策定	
	(2) 個人情報を取り扱う各課が行う個人情報取扱事務に関して定期的に実地検査を行う。 (3) 個人情報を取り扱う各課が個人情報を不適切に取り扱っているとき、又はそのおそれがあるときに随時に実地検査を行う。 (4) 実地検査の結果について市長等に意見を述べるとともに、市長等から改善結果の報告を受ける。	
委員	◎森谷 亘暉 ※	産業能率大学経営情報学部教授（経営情報論）
	○高橋 良	弁護士（横浜弁護士会情報問題対策委員会副委員長）
	半田 彰	株式会社横浜銀行コンプライアンス統括部個人情報管理室長
	藤森 立男 ※	横浜国立大学大学院国際社会科学部教授（産業心理学）
	三上 雅之	元東京都監査事務局次長（特別監査室長）
◎委員長、○委員長職務代理者、※横浜市個人情報保護審議会委員と兼務		

平成18年度第1回個人情報取扱事務に関する実地検査報告書【概要】

【報告書の内容】

委員会の改善意見は、対策の優先度により (1)早急に改善を図るべきもの 及び (2)中長期に改善を図るべきもの の2種類に分類されている。

さらに、対策の実施主体の違いから、①所管課で改善を図るべきもの、②システム改修や職場環境の改善、予算措置など 横浜市全体で取り組むもの に分類されている。

(1) 早急に改善を図るべきもの

横浜市全体で取り組むもの

個人を特定するための検索方法 (報告書6ページ)

窓口における誤交付を防止するためには、福祉5法システムにおいて個人を特定するための望ましい検索方法を周知徹底することが有効であると考えられる。

しかしながら、現状は、各区で様々な検索方法を用いており、統一的なマニュアル等が作成されていない。

最も迅速・正確にアクセスする方法、誤った選択を極力回避できる方法があるはずである。福祉5法システムでは氏名がカナしかないことなどを前提に、本システムで最も合理的で好ましい検索方法は何か、局と区が協働して開発し各区に標準マニュアルとして示し、横浜市をあげて実施するべきである。

また、導入が検討されている新たな福祉5法システムにおいては、横浜市の人口規模に応じた確実かつスピーディな検索機能の装備を検討すべきである。

(2) 中長期に改善を図るべきもの

ア 所管課で改善を図るべきもの

書架の施錠管理 (報告書8ページ)

中区福祉保健センターサービス課の公金支出のファイルを保管するロッカーに扉がない。業務終了後は、移動式の柵により入室できないように配慮はされているが、無施錠のロッカーに個人情報を保管している状態は望ましくない。可及的速やかに改善すべき事項であるが、他の業務を含め、施錠設備のない書棚等への個人情報の保管がないかの確認を行い、優先順位をつけたうえで、長期的には改善すべきである。

イ 横浜市全体で取り組むもの

作業体制 (報告書6ページ)

データが修正依頼書どおり正しく修正されたかどうかについては、依頼者は確認できる。もしも修正データが不十分であれば再修正依頼も可能である。しかし依頼しなかったデータの修正が行われなかったことの確認はできない。異例処理がなかったことについて、定期的に点検・検査を行うことが望ましい。

アクセスログ (報告書6ページ)

システム改修時には、データ更新時に加え、データ参照時のアクセスログを保存すること、アクセスログを点検するための帳票等を区役所などの現場でも打ち出し、現場で点検できるようにすべきである。

事業者への個人情報の提供 (報告書8ページ)

障害者(児)日常生活用具給付・貸与事業では、行政にとって個人を特定、給付・貸与を決定するために必要な個人情報であっても、そのすべてを業者あての文書に記載する必要はない。業者にとって必要・不可欠の個人情報に限定することが望ましい。新システムにおいて改善を検討されたい。

【参考 報告書提出までの経緯】

平成17年4月1日	横浜市個人情報の保護に関する条例を全部改正
平成17年10月1日	横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の設置
平成18年5月26日	検査対象に関する業務説明(健康福祉局福祉保健課)
平成18年6月30日	検査対象に関する業務説明(中区役所サービス課)
平成18年7月7日	実地検査(健康福祉局及び中区役所)
平成18年8月14日	委員会で報告書の内容を検討
平成18年11月9日	森谷委員長から市長へ報告書を提出